

# 雄武町国民保護計画

資 料 編

## 用語の解説

### あ行

- 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素剤を取り込んで、ホルモン分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくこと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

- NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

- 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

### か行

- 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中でも最も上位にある。

基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。

基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

- 救援物資

避難住民等の救援の実施に必要な物資のこと。備蓄品及び応援物資を総称していう。

- 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

- 緊急対処事態対策本部

緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該指針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣が設置される組織である。

武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第16条）の規定は準用されない。

## ● 緊急対処保護措置

緊急処理事態対処方針が定められてから、廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づき実施する措置をいう。

### ※事態対処法

「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

## ● ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模な部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等を行う要員をいう。

## ● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行なわれる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行なわれると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

## ● 国際人道法

一般的には、武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したものとされており、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めているジュネーヴ諸条約も含まれる。

## ● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。

平成 16 年 6 月 14 日に成立し、同年 9 月 17 日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

## ● 国民保護計画

都道府県及び指定行政機関が政府の定める国民の保護に関する基本指針に、市町村が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。

国民の保護のための措置を行なう実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。都道府県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県は内閣総理大臣に、また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

## ● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

## ● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民の等の支援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

## さ行

### ● 災害時要援護者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動を取ることが不可能な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動を取ることが不可能または困難な者

例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる

### ● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。

### ● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されているもの。

### ● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。

### ● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らの町は自らが守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

- 事態対処法

  - 武力攻撃事態対処法

- 収容施設

  - 避難施設、応急仮設住宅、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居する施設。

- ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

  - ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。

    - ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約。(第一条約)

    - ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約。(第二条約)

      - 〈主な内容〉戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

    - ・捕虜の待遇に関する条約。(第三条約)

      - 〈主な内容〉捕虜は人道的に取扱わなければならない。

    - ・戦時における文民の保護に関する条約(第四条約)

    - ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書)

      - 〈主な内容〉非戦闘員である文民は保護されなければならない。

- 生活関連等施設

  - 発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせる恐れがある施設(危険物を取扱う施設等)をいう。

- 赤十字標章

  - ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨既定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これを識別できるようにしている。

    - 赤十字標章とは、この特殊標章のことである。

## た行

- 対策本部長

  - 事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。

- ダーティボム

  - 爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らす。

- 弾道ミサイル攻撃

  - 弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケット燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾道には通常爆弾のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾道が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

- 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行なうこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

- 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。

- 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

- トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行なうためには、傷病者の状態の緊急性や重傷度に応じて治療の優先順位を決定し、搬送、病院選定、治療の実施を行なうことが大切である。

トリアージとは、傷病者を重傷度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

## は行

- 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設。

- 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。国の指針では、4類型を対象としている。

- 1 着上陸侵攻、2 航空機による攻撃、3 弾道ミサイル攻撃、
- 4 ゲリラや特殊部隊による攻撃（戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、小規模な襲撃や待ち伏せ、施設破壊等を行う）

- 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

- 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

- 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

- 武力攻撃予測事態

武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

## その他

### ●道対策本部

国民保護法に基づき、道が設置する国民保護対策本部のことをいう。武力攻撃事態発生の場合には、政府が閣議決定し、該当する都道府県を指定する。

### ●道対策本部長

道の対策本部長のことで、国民保護法により、知事をもって充てる。

### ●町対策本部

国民保護法に基づき、町が設置する国民保護対策本部のことをいう。武力攻撃事態発生の場合には、政府が閣議決定し、該当する市町村を指定する。

### ●町対策本部長

町が設置する対策本部長のことをいい、国民保護法により、町長をもって充てる。

○雄武町国民保護計画避難施設

北海道指定施設（法第148条）

	避難施設	所在地	避難住民等 受入又は救 援の用に供 すべき部分 の面積（㎡）	避難可能 収容人員	備考
1	沢木小学校校舎	字沢木 533-1	1,000	500	一時避難施設
2	沢木小学校屋内体育館	字沢木 533-1	400	200	収容避難施設
3	沢木小学校グラウンド	字沢木 533-1	15,600	7,800	一時避難施設
4	栄丘小学校校舎	字沢木 943-1	360	180	一時避難施設
5	栄丘小学校屋内体育館	字沢木 943-1	240	120	収容避難施設
6	栄丘小学校グラウンド	字沢木 943-1	10,200	5,100	一時避難施設
7	共栄小学校校舎	字南雄武 1039-1	300	150	一時避難施設
8	共栄小学校屋内体育館	字南雄武 1039-1	200	100	収容避難施設
9	共栄小学校グラウンド	字南雄武 1039-1	4,600	2,300	一時避難施設
10	雄武小学校校舎	字雄武 1381	2,000	1,000	一時避難施設
11	雄武小学校屋内体育館	字雄武 1381	760	380	収容避難施設
12	雄武小学校グラウンド	字雄武 1381	21,000	10,500	一時避難施設
13	豊丘小学校校舎	字北雄武 404-1	1,000	500	一時避難施設
14	豊丘小学校屋内体育館	字北雄武 404-1	400	200	収容避難施設
15	豊丘小学校グラウンド	字北雄武 404-1	16,000	8,000	一時避難施設
16	幌内小学校校舎	字幌内 402	1,000	500	一時避難施設
17	幌内小学校屋内体育館	字幌内 402	400	200	収容避難施設
18	幌内小学校グラウンド	字幌内 402	5,400	2,700	一時避難施設
19	雄武中学校校舎	字雄武 1490-1	2,000	1,000	一時避難施設
20	雄武中学校屋内体育館	字雄武 1490-1	700	350	収容避難施設
21	雄武中学校グラウンド	字雄武 1490-1	29,000	14,500	一時避難施設
22	道立雄武高校校舎	字雄武 1495	3,118	1,559	一時避難施設
23	道立雄武高校屋内体育館	字雄武 1495	996	498	収容避難施設
24	道立雄武高校グラウンド	字雄武 1495	48,820	24,410	一時避難施設



# 雄武町国民保護協議会条例

平成18年3月22日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、雄武町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

# 雄武町国民保護協議会運営規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、雄武町国民保護協議会条例（平成18年条例第8号、以下「協議会条例」という。）第6条の規程により、雄武町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (招 集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

## (委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

## (専門委員)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (会議録)

第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

## (委員の異動事項)

第6条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項第1号から第8号に掲げる委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

## (庶 務)

第7条 協議会の庶務は、住民生活課において処理する。

## 附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

# 雄武町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月22日

条例第9号

## (趣 旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、雄武町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組 織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、雄武町国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

## (会 議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他道又は町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

## (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。
- 3 部にそれぞれ部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

## (現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策副本部長（以下「現地対策副本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。

4 第4条の規定は、現地対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、雄武町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。